

番号	日付	コメント内容	回答日	該当ページ	回答概要	コメント処理	備考
1	2023/9/22	統合エリアについて ・地図を提示した上で、管理方法について説明 ・具体的なメリットの提示 ※統合に関して、懸念事項はないか？	2023/10/25	P8,9,10	・統合により、コンテナ点検に伴うコンテナ移動の作業効率化期待される ・統合前後をマップで示した。	回答済	
2	2023/9/22	受け入れ上限値の記載の適正化について、再度言葉の意味合いを説明	2023/10/25	P11	・『受入目安表面線量率』とは、一時保管エリアで一時保管する瓦礫類の表面線量率(γ線)の目安線量率と記載。	回答済	
3	2023/9/22	前回申請からの変更点、上位線量区分に移す必要性が無くなった理由を説明 ※具体的に何が変動したか(件名など)	2023/10/25	P3	前回は、30mSv/hの2024年度末で、約500m <sup>3</sup> 超過があり、超過分は高線量区分に移動させるとしていたが、2022年度の発生実績が予測よりも減少した等により、それを考慮せず満足する見込み	回答済	
4	2023/9/22	10-C棟の時期を変更した理由を説明	2023/10/25	P17	・耐震の考え方の変更に伴う、敷地境界線量及び運用方法の調整に時間を要したため、当初予定運用開始時期を変更とした。	回答済	
6	2023/9/22	まとめ資料に適切な保管管理の実施内容の説明	2023/10/25	まとめ資料 III-2	・変更前同様に放射性廃棄物に関する保安管理は適切に実施する旨を記載。	回答済	
7	2023/9/22	措置を講ずべき事項のII-11, IIIについて該当有とした上で、理由を記載	2023/10/25	【参考3】措置を講ずべき事項の該当項目の整理	II-11 隣接する一時保管エリアの統合及びバックグラウンド線量率同等以下の伐採木一時保管エリアの保管物の変更による、敷地境界における実効線量の影響有無を確認する必要があるため III 隣接する一時保管エリアの統合及びバックグラウンド線量率同等以下の伐採木一時保管エリアの保管物の変更により、保安管理業務への影響有無を確認する必要があるため	回答済	
8	2023/9/22	保護衣、伐採木の計画に焼却炉の状況がどのように反映されているか説明	2023/10/25	P4	・現在の既設焼却炉及び増設焼却炉の運転状況を反映した旨を記載。	回答済	
9	2023/10/25	講ずべき措置 II 8 II-2 「進へい等の適切な管理を行うことにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること」を達成できていることを当該箇所に追記すること。	2023/12/26	II-2	・「本変更申請では各エリアに保管する瓦礫等の表面線量率に変更はなく、敷地周辺の線量を達成できる限り低減した状態を維持している」旨を追記。	回答済	
10	2023/10/25	講ずべき措置 II 8 II-3 『～実績が予測よりも減少した等』⇒『～実績が予測よりも減少したことにより』に修正	2023/12/26	II-3	『～実績が予測よりも減少したことにより』に修正	回答済	
11	2023/10/25	講ずべき措置 II 8 図1 >30mSv/hの想定保管量が増加した主な理由を追記すること。	2023/12/26	II-3	・「なお、2024年度末時点における>30mSv/hの瓦礫類が、約3,600m <sup>3</sup> 増加している。>30mSv/hの瓦礫類は主に、1～3号機の原子炉建屋におけるプール燃料の取り出し関連工事や原子炉格納容器の調査関連工事に伴い発生するものである。」と追記。	回答済	
12	2023/10/25	講ずべき措置 II 8 II-3 保管管理計画で算出された想定保管量(伐採木・使用済保護衣等)の根拠を記載すること。	2023/12/26	II-4	・「増設雑固体廃棄物焼却設備は、2023年4～6月にかけて設備停止。焼却設備稼働中は着実に保管量が低減できていることから、2025年度頃に伐採木の屋外一時保管が解消できる」との根拠の旨を記載。 ・「雑固体廃棄物焼却設備は、2023年4～11月にかけて設備が停止。2023年12月より運転を再開することで、2025年度末には使用済保護衣の屋外一時保管は解消できると根拠の旨を記載。	回答済	
13	2023/10/25	講ずべき措置 II 8 II-5 放射性固体廃棄物の保管容量(『200Lドラム缶65,800本相当/階で想定』)の算出根拠を記載するようにすること。	2023/12/26	II-5	・200Lドラム缶65,800本相当/階は、『金属容器体積をドラム缶体積で除してドラム缶換算数を算定』によるものと記載。	回答済	
14	2023/10/25	講ずべき措置 II 8 II-6 瓦礫類と使用済保護衣を伐採木エリアに保管する場合に、それぞれに応じた保管をすること及びできる理由を記載すること。	2023/12/26	II-2,4,6	・「保管時は、実施計画Ⅲ第1編第39条、実施計画Ⅲ第3編2.1.1に「従う」の旨を記載。(II-2,4) ・「BG程度のエリアは、BG程度以下の場所で瓦礫類を測定の上、保管し、運用保管後も変動がないことを随時確認する」旨を記載。(II-6)	回答済	
15	2023/10/25	講ずべき措置 II 11 II-7 エリア統合に伴う線量評価が影響しない理由を記載すること。	2023/12/26	II-7	・「敷地境界線量評価への影響について」と項目を追記し、線量評価の線源は統合せずに独立している旨を記載した。	回答済	
16	2023/10/25	講ずべき措置 II 8 瓦礫等と放射性固体廃棄物の保管容量の記載体裁修正すること。	2023/12/26	II 8全般	瓦礫等と放射性固体廃棄物の項目を分けて記載。	回答済	
17	2023/12/26	講ずべき措置 II 8 II-2 『2.8.1.2 措置を講ずべき事項への適合性』にてARRAの考えに基づいた線量低減対策を記載すること。	2024/1/17	II-2	『基本的に受入目安表面線量率が比較的高いエリアは敷地境界から離れたところに設定しており、それを考慮した上で敷地周辺における線量評価を実施し、敷地周辺の線量を達成できる限り低減した状態を維持していることを確認している』と記載。	回答済	
18	2023/12/26	講ずべき措置 II 8 II-3 2023年度の≤1mSv/hの保管量が保管容量を超える場合の措置や超えないようにするための対策を明記すること。	2024/1/17	II-2	現在実施中の対策として、『≤1mSv/hの一時保管エリアに一時保管されている≤0.1mSv/hの瓦礫類を≤0.1mSv/hの一時保管エリアへ移動する作業を実施している』旨を記載。加えて、それでも、超過した場合の対策として、『超過分を上位の線量区分の一時保管エリアに一時保管する』旨を記載。	回答済	
19	2023/12/26	講ずべき措置 II 8 II-2 使用済保護衣等の『等』に該当するものを明記すること	2024/1/17	II-2	『使用済保護衣等』という用語が最初に登場する2.8.1.2の条文中に、『(『使用済保護衣等』とは、『使用済保護衣及び使用済保護具』をいう。以下同様。)]と記載。	回答済	
20	2023/12/26	講ずべき措置 II 8 II-5 今後発生する放射性固体廃棄物が、確実に保管できることを示すこと。	2024/1/17	II-5,6	『算出は各々の設備の運用実績に基づいて実施している。但し、最も処理容量の大きい増設雑固体廃棄物焼却設備については運用している期間が短いため、2023年度は実績に基づき設定しているが、2025年度には定格運転に達し、実績より多くの焼却灰が発生するものとして算出している。』と記載。	回答済	
21	2023/12/26	講ずべき措置 II 8 II-9 伐採木エリアに瓦礫類と使用済保護衣等が保管する際は、明確に分別して保管する旨。またそれぞれに沿った保管の仕方を明記すること。	2024/1/17	II-5	『一時保管エリア(G, H, M)の運用方法に関して』を追記し、『主に伐採木を保管するが、瓦礫類及び使用済保護衣等を保管する場合は、一時保管エリア内でそれぞれの分類毎に分別して一時保管する』旨と、巡視等の実施事項を追記。特に、枝葉根に対する温度管理と、容器を配置する際の整地についても追記。	回答済	
22	2023/12/26	講ずべき措置 III 1 III-2 条文に『実施計画Ⅲ第1編第39条、実施計画Ⅲ第3編2.1.1に従う。』旨を記載すること。	2024/1/17	III-2	『実施計画Ⅲ第1編第39条、実施計画Ⅲ第3編2.1.1で定めている保安管理業務を適切に実施していく』旨を記載。	回答済	
23	2023/12/26	講ずべき措置 III 1 III-2 『～空間線量率および空気中放射性物質濃度の測定等』⇒『～空間線量率および空気中放射性物質濃度の測定』に修正すること	2024/1/17	III-2	コメントを反映し『等』を削除。	回答済	
24	2024/1/17	講ずべき措置 II 8 II-2 『基本的に受入目安表面線量率～』⇒『受入目安表面線量率～』に修正すること。		II-2	コメントを反映し『基本的に』を削除。		
25	2024/1/17	講ずべき措置 II 8 II-5 伐採木の防火対策に関して、幹根のことを記載すること。		II-5	・『伐採木については通気性を確保～』⇒『伐採木(幹根)については通気性を確保～』に修正。 ・『伐採木(枝葉根)に関しては、微生物による～』⇒『伐採木(幹根)のうら根に関しては、微生物による～』に修正。		
26	2024/1/17	講ずべき措置 II 11 II-7 一時保管エリアの保安管理業務に関する実施項目と実施頻度を表にして記載すること。		II-7,8	『なお、一時保管エリアについては下表の通り、巡視、空間線量率測定、空気中放射性物質濃度測定を実施している。』と追記し、一時保管エリアの保安管理業務に関する実施項目と実施頻度を表にして記載。		